

プールの各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談してください～

■ 新規経営許可申請《条例 第3条第1項》

- 新しくプールを経営する。
- 経営者が変わる（事業を譲渡した場合は承継届）。
- 施設を移転する。
- 施設を大規模に増改築する。
- 施設を建て替える。

必要書類

- * 「経営許可について（経－1 ページ）」をご覧ください。

※ 必ず事前に保健所に相談してください。

■ 再開届《条例施行規則 第9条第2項》

- プールを休止した後に再開する。

■ 変更届《条例施行規則 第9条第1項》

- 施設の名称を変更した。
- 経営者の住所が変更となった。
- 経営者（法人）の名称・所在地・代表者が変更となった。
- 施設の増改築（規模により新規営業許可になるため保健所への事前相談が必要）、構造やレイアウトの変更を行った。
- 管理者を変更した。 など

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
[登記事項証明書（法人の場合）や施設設備図面等]

※ 変更後、速やかに届出をしてください。

注）登記事項証明書は6か月以内に発行のもの（原本）

■ 承継届《条例 第3条の2》

- 経営者（個人）が死亡し、相続をした。
- 経営者（法人）を合併、または分割により承継した。
- 営業を譲り受けた。（個人⇄法人、個人→個人、法人→法人）

必要書類

- * プール等承継届

○個人相続

- ・被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍事項の全部事項証明書または、法定相続情報一覧図の写し
- ・相続人全員の同意書（相続人が2人以上で1人が相続する場合）

[相続人の範囲：法定相続人]

○法人合併／分割

- ・承継後にプールを営業する法人の登記事項証明書^注（合併または分割登記後）

○事業譲渡

- ・プール経営の譲渡を証する書類（譲渡契約書等）
- ・登記事項証明書^注（法人の場合は提示）

※ 承継後、遅滞なく（60日程度）届出をしてください。

■ 廃止届《条例施行規則 第9条第2項》

- プールを廃止した。

※ 廃止後、速やかに届出をしてください。

■ 疾病・事故発生届《条例施行規則 第12条 別表2-1-10》

- プールに起因する疾病・事故が発生した。

※ 規模にかかわらず、速やかに届出をしてください。